

三重県立高等学校における学習端末等の販売に係る協定書（案）

三重県立高等学校に入学する生徒等が購入する学習端末等（以下「学習端末」という。）の販売に関し、三重県教育委員会（以下「甲」）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）の間に下記条項により協定を締結する。

第1条 乙は、この協定書に定める各条項のほか、別紙「三重県立高等学校における学習端末調達等業務仕様書」に従い、協定書記載の内容を誠意をもって履行しなければならない。別紙「三重県立高等学校における学習端末調達等業務仕様書」及び協定書記載の内容の履行については、甲は乙に対して、指導・監督するものとする。

第2条 学習端末の台数及び単価（税込）については、下表のとおりとする。

購入者	物品項目	予定台数	単価（円）
令和４年度三重県立 高校入学生	学習端末本体	9,190	
	３年保証		
	MDM		
	販売手数料等		
	合計（１台あたり単価）		

2 前項の台数については、次の場合により増減することがある。これにより、購入台数が減った場合においても、減った台数を甲が補償して購入するものではない。

（1）入学者等の増減があった場合

（2）本協定で定める学習端末を購入せず、各県立高校が認めた他の端末を学習端末として使用する入学者がいる場合

（3）貸出用端末の貸与を希望する入学者が出た場合

3 第1項の学習端末については、令和4年5月13日までに各県立高校に納入すること。

第3条 乙が生徒（保護者）（以下「購入者」という。）へ販売する価格は協定単価とし、購入者が乙へ支払う。

2 乙は上記協定単価の支払いの確認が取れない場合は、確認が取れるまで販売をしないことができる。

3 購入者は、原則として、令和4年3月31日までに乙へ支払いを行うこととする。

第4条 乙は天災又は不可抗力その他正当な事由により期限内に物品の納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに甲に対し延期の請求をすることができる。この場合、甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに協定を解除することができるものとし、このことにより乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

（1）納入期限までに物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

- (2) この協定に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
- (3) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
- (4) この協定に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

第6条 乙の責に帰すべき理由により協定を解除し、甲に損害が生じたときは、乙は損害賠償の責めを負う。

第7条 乙は、甲の承認を得ないで、この協定によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせ、並びに担保に供することはできない。

第8条 この協定について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

2 協議が整わないときは、甲の決定するところによる。

この協定を証するため協定書2通を作成し、甲・乙各1通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲住所	三重県津市広明町13番地
氏名	三重県教育委員会
	教育長 木 平 芳 定

乙住所
会社名
代表者名